

生垣設置奨励補助金交付要綱の運用基準

1. 目的

この運用基準は、湯河原町生垣設置奨励補助金交付要綱（以下「要綱」という。）実施の円滑な運用を図るため、生垣運用基準の大綱を定める。

2. 基準内容

「生垣」は、樹高のほぼ均一な樹木を列状に植栽し、竹、丸太等の補助材料を用いたかきねである。

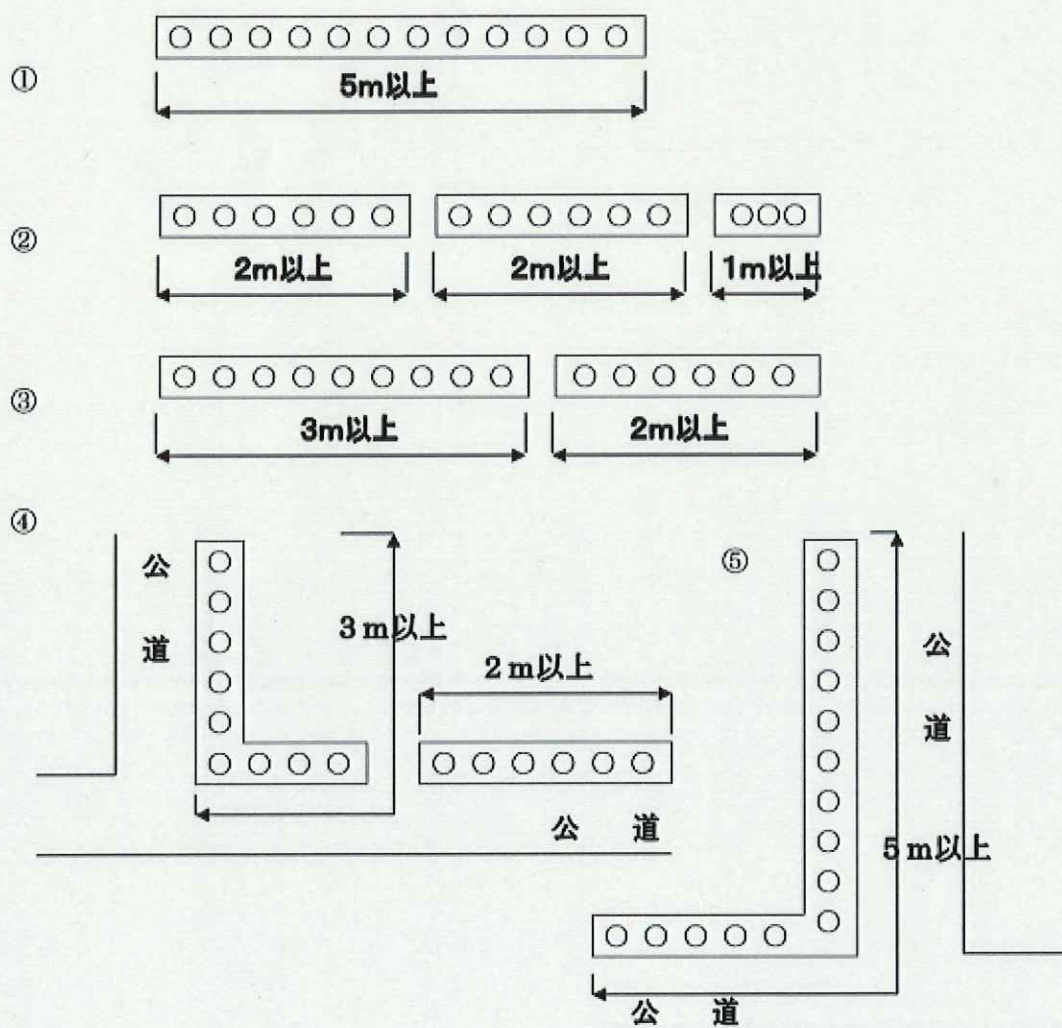
（第2条関係）

（1）住宅を目的とした建物の用地で総延長5メートル以上であること。

（第2条1号関係）

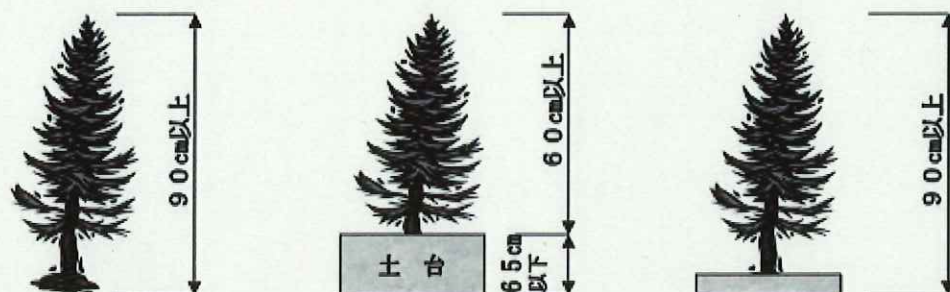
門柱や車庫等で区切れる場合は、1区切りが1メートル以上でなければ延長5メートル以上に達しても該当しない。

例 図



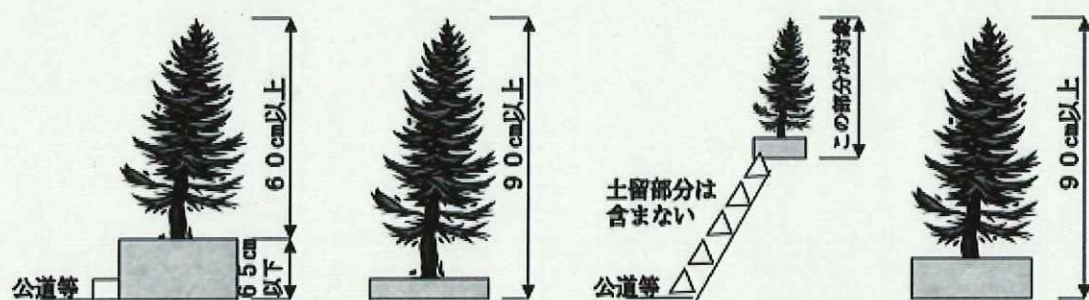
- (2) 樹木の高さは、90センチメートル以上であること。ただし、土台の高さが30センチメートル以上65センチメートル以下の場合、樹木の高さは60センチメートル以上とする。

(第2条2号関係)



- (3) 生垣を構成している土台の高さは、30センチメートル以上65センチメートル以下であること。

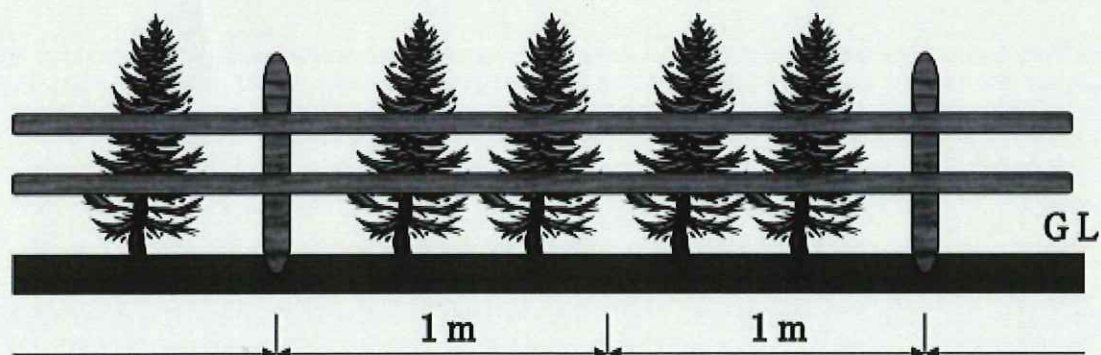
(第2条2号関係)



土台の高さは、最高でも宅地面より65cmで、この場合の目安としては、ブロックを3段に積んだ高さを参考として、地震防災面の配慮をしたものである。

- (4) 樹木の植栽本数は延長1メートルにつき原則として2本以上であること。

(第2条3号関係)



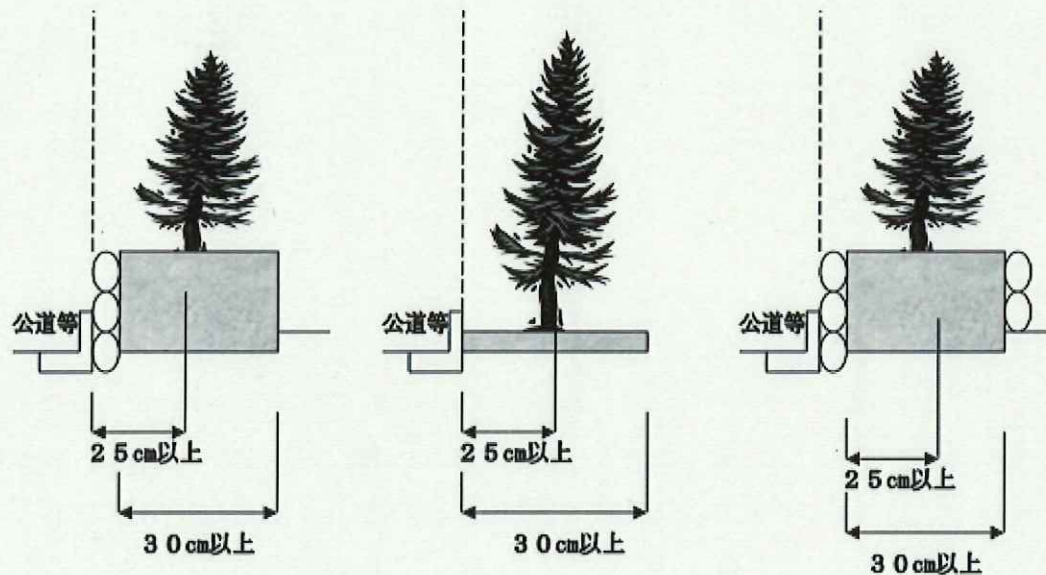
(5) 生垣に使用する樹木の種類は別表のとおりとする。

(第2条4号関係)

(6) 植樹帯は30センチメートル以上とし、植栽位置は公道境界より25センチメートル以上内側とする。

(第2条5号関係)

生垣の樹木を植える土壌の巾は、30センチメートル以上とし、樹木の植栽位置は成長時に樹木の端がはみ出さず自己の敷地内に納まるようにするため道路等境界から25センチメートル以上内側であること。



3. 生垣の設置とは、次のような場合をいう。

- (1) 新たに生垣を設置する場合
- (2) コンクリートブロック、石垣等に替えて、生垣を設置する場合
- (3) 旧来の生垣を取り除いて、改めて生垣を設置する場合

4. その他

- (1) 生垣の外側にパイプ柵、金網柵等を設ける場合は、原則として地上高1メートル以下とする。